

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する

地方公共団体説明会 議事要旨

日時

- <第1回> 令和3年12月22日(水) 13:30~14:30
- <第2回> 令和3年12月24日(金) 10:00~11:00
- <第3回> 令和3年12月24日(金) 14:00~15:00

開催方法

オンライン開催

出席者

デジタル庁 丸尾参事官補佐
総務省 羽田理事官
厚生労働省 山内参事官、島添室長補佐、巢瀬室長補佐
全国都道府県・市区町村の介護保険、障害者福祉及び情報政策担当者 ほか

議題

- 1 開会・冒頭挨拶
- 2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について
- 3 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けた総務省としての主な取組について
- 4 地方公共団体システム標準化・厚生労働分野の検討状況等について
- 5 質疑応答
- 6 閉会

議事

1 開会・冒頭挨拶(厚生労働省)

- 地方公共団体の情報システムについては、これまでも様々な取組が行われてきたところ、今後さらに推進していくため、令和元年末に策定された新経済・財政再生計画の改革工程表、デジタルガバメント実行計画等において、住民記録などの17業務(12/24閣議決定:20業務)の情報システムについて、標準仕様の検討を進めることとなっており、また、本年5月には、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、同年9月1日に施行され、現在、これに基づく取組が進められている。
- 厚生労働省としては、デジタル庁や総務省と協力して、8分野の標準仕様の検討を進

めている。

- 先行して検討を始めた障害者福祉及び介護保険について、令和3年8月末に標準仕様書の第1.0版を公表しており、今年度末に公表を予定している第1.1版への改版に向けて、本年12月から各地方公共団体に、まずは帳票レイアウトの意見照会行っているところ。
- 本日の説明内容を踏まえて、関係者間で様々ご議論いただき、お気付きの点などがあれば、ご質問やご意見をいただきたい。
- 住民サービスの向上や行政の効率化など、より良い行政を目指して、関係者間で協力して、着実に進めていきたいと考えており、引き続きよろしく願います。

2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について（デジタル庁）

- 資料1「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について」に基づいて、全体のスケジュール、標準化全体の考え方等について、ご説明を申し上げる。
- デジタル社会の実現に向けた重点計画「新重点計画策定」に向けて準備進めているところ、現時点においては、令和3年6月18日に閣議決定されたものが最新（※）である。
※令和3年12月24日に改訂されている。
- 「原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指す。」としている。
- 具体的には、①のとおり「地方公共団体は、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠アプリケーションの中から、最適なものを選択することができる」、②のとおり「地方公共団体は、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる」、③のとおり「競争環境を適切に確保して、ベンダロックインの弊害を回避する」ことを目指している。
- （12/24重点計画閣議決定後の記載）これまで、標準化対象事務は17業務としていたところ、令和3年12月24日の閣議決定を受け「戸籍」、「戸籍の付票」及び「印鑑登録」事務も加え、標準化対象事務は20業務として、まずは進めていく。
- 統一・標準化に向けたスケジュールは、令和7年度までに標準準拠システムに移行することとなっている。
- 令和3年10月26日に、ガバメントクラウドの令和3年度分を調達し、提供をはじめているところである。
- 標準化法について、先の通常国会において成立しているところであり、同法に基づいて、各制度所管省庁及びデジタル庁において、検討を進めているところ、令和4年夏までにすべての標準仕様書を検討し、少なくとも第1.0版を完成させたいと考えている。
- データ要件・連携要件については、デジタル庁が中心となって検討しており、令和3

年度中の素案の作成を目指し、作業を進めているところ、令和4年度当初には、各業務のデータ要件・連携要件の素案について、全国意見照会なども進めていきたいと考えている。

- 5ページ目では「標準準拠アプリはカスタマイズをしないこと（ノン・カスタマイズ）を徹底する」と記載しており、こちらが一番強調していきたいことである。
- 個々の地方公共団体に合わせてそれぞれ開発するというのではなく、標準準拠アプリケーションをそのまま、手を加えることなく、各地方公共団体にご利用いただけるような世界を目指している。
- 地方公共団体によって、必要な機能が否かが分かれる部分は、青枠太枠左端の「標準オプション機能」や「パラメータ」によって処理し、それでもなお、処理きれないものは、標準準拠システムとの間で疎結合による連携をしていただくこととなる。
- 標準化対象について、都道府県の事務も対象として検討しているところである。
- 具体的な標準仕様を検討する際は、ツリー図を作成することとしており、ツリー図の作成によって、業務全体の事務を俯瞰し、各業務とシステムとの対応関係等が分かるようにしていきたい。
- 業務フロー並びに機能要件のうちいわゆる機能要件及び帳票要件については、各制度所管府省が、機能要件のうちデータ要件及び連携要件並びに非機能要件については、デジタル庁がそれぞれ中心となって検討をしている。なお、画面要件については、競争領域ということで標準を定めないこととしている。
- ベンダにとって実装任意の機能として、標準オプション機能を定義しており、標準オプション機能は、実装されていたとしても、実装されていなかったとしても、標準準拠アプリケーションとして、適合性を確認することとしている。
- 地方公共団体が、標準オプション機能の実装を個々にベンダに要求することは想定しておらず、ベンダの開発義務につながるものではない。
- 標準オプション機能の範囲が広がることで、アプリケーションの選択が煩雑となる側面もあるため、標準オプション機能の範囲は必要最小限度に留めていただく方針としている。
- 帳票要件についても、原則、標準仕様を定めることとしている。
- 外部帳票については、住民の皆様には大事な情報をお届けしたいという各地方公共団体の創意工夫の結果であると理解しているが、一方で、カスタマイズの温床になりがちと認識しており、この機にベストプラクティスを検討し、標準仕様として定めることとしたい。
- デジタル3原則「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」及び「コネクテッドワンストップ」についても、今般の標準化の取組を契機に、業務改革・改善を実施していきたいと考えている。
- 各府省には、例えば、(1)マイナポータル・ぴったりサービスとの接続、(2)引越しワンストップ、(3)DV等支援対象者に係る抑止情報の利用、(4)公金給付支給等口座の登録情報の活用を実装できるようお願いしている。

- ガバメントクラウドの概要について、ISMAPに登録されたサービスを利用することに加えて、データを団体ごとに論理的に分離する、厳格なアクセス制御を行う、専用回線を設けるなどにより、セキュリティ面に配慮したクラウド基盤を準備していく。
- ガバメントクラウドを活用するメリットについて、例えば、ガバメントクラウドを活用することでコスト削減につながる、迅速なサービスの構築や柔軟な拡張が可能となる、データ移行やデータ連携が容易になる、セキュリティ対策や運用監視を自前で行う必要がなくなるといったことが挙げられる。
- 令和3年度から令和4年度にかけて、ガバメントクラウド先行事業として、実証事業を行っており、既存の基幹業務システムをガバメントクラウド上に構築（リフト）し、標準非機能要件や投資対効果などの移行に伴う課題を検証しようとしている。
- デジタル庁の役割は、大きく3つあり、標準仕様書を策定する各制度所管府省の支援、各業務横断的に定めるべきデータ要件・連携要件の標準の策定及びガバメントクラウドの活用の推進である。
- 対話を重視したツールとして、デジタル改革共創プラットフォームを用意しているので、是非お気軽に登録していただき、意見交換ができれば幸いである。
- 地方公共団体と共に取組を進めていきたいと考えているので、よろしく願います。

3 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けた総務省としての主な取組について（総務省）

- 総務省は、地方公共団体との連絡調整の役割を担う一方で、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」については、総務省とデジタル庁の共管であることから、いくつか取り組んでいることがある。
- まず、連絡調整の役割としては、「手順書の公表」や「財政支援」を担っている。
- 令和2年度第3次補正予算として、約1,500億円、J-LISに基金を設けており、本基金を通じて、標準化に係る移行経費を支援するフレームができている。また、先日成立した令和3年度第1次補正予算として、約300億円の上積を行っている。
- 具体的な基金の支援内容について、「令和7年度までに、地方公共団体がガバメントクラウド上に構築される標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行」、これに要する経費について支援しているところである。
- 現行システムの分析やシステム更新時期等を踏まえた移行計画作成等に要する経費も補助対象となっている。
- 移行そのものに係る経費として、例えば、データ移行等に要する経費、ガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムへの接続設定等に要する経費、標準準拠システムへの移行に伴うテストに要する経費等が補助対象となっている。
- ガバメントクラウド上の標準準拠システムに移行するに際して、標準準拠システム以外のシステムが、標準準拠システムとの間に連携をしており、その連携プログラムに改修を余儀なくされる場合は、補助対象経費に含むものとしている。
- 令和7年度を目標に、標準準拠システムに移行することに伴い、現行の契約の見直し

が必要になることが想定される。例えば、契約途中の解約に伴う違約金やリース残債が発生することがあり得るものと考えられ、この辺りは、今後、どのような手当ができるか検討していく。

- 現状、地方公共団体にお示ししているのは、A（調査等準備経費）からE（関連システムとの円滑な連携に要する経費）であり、F（契約期間中における既存システムの整理に要する経費）は、地方公共団体への調査結果などを踏まえて、何をどこまで補助対象経費とするか検討する。
- システムの改修経費は、補助対象外となるため、ご留意いただきたい。
- 標準仕様書に基づく業務フロー等と照らし合わせながら、各地方公共団体の業務フローのあり方を見直す契機としていただきたい。
- 引き続き、地方の皆様の意見を聴きながら進めていきたいと考えている。

4 地方公共団体システム標準化・厚生労働分野の検討状況等について（厚生労働省）

- 厚生労働省が進める最多8業務分野の自治体システム標準化の取組のうち、本日は先行している、障害者福祉と介護保険の検討状況を中心に、今後の想定イメージも含めてご説明する。
- デジタル社会の実現に向けた重点計画において、原則、地方公共団体は、令和7年度末までにガバメントクラウド上に構築される標準準拠システムへの移行を目指すこととされている。
- 各地方公共団体が利用する情報システムは、標準化法に基づき標準化基準に適合するものでなければならないとされており、また、この標準化基準は、標準仕様書を基に、基準省令において定められることが想定されている。
- 厚生労働省としては、地方公共団体が円滑に標準準拠システムに移行できるよう、デジタル庁及び総務省と連携して、令和4年8月を目途に、第1グループの障害者福祉・介護保険については、標準仕様書第2.0版を、第2グループの児童扶養手当等の6業務については、標準仕様書第1.0版を策定・公表することを目標に検討を重ねている。なお、標準仕様書第2.0版と標準仕様書第1.0版の粒度は基本的に同等となるよう、それぞれの業務分野において情報共有に努めている。
- 標準仕様書は継続的に改版する必要があるため、その内容や規模、スケジュール等については、デジタル3原則の新しい取組のほか、根幹の制度改正なども考慮しつつ進めることとしている。
- 標準準拠システムは、標準化対象事務政省令に規定される標準化対象事務を処理するために利用するものであり、標準化対象事務政省令案については、パブリックコメントを実施し、いくつかのご意見をいただいた。
- パブリックコメントの中で、「標準仕様書第1.0版は障害者手帳に関する事務が含まれているが、標準化対象事務政省令案には、それが含まれていない」という意見をいただいた。これについて回答すると、令和2年度のデジタルガバメント実行計画等において、「市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様

で示されている業務について進めること」とされていた経緯があることから、今般の標準化対象事務政令案については「市町村が処理する事務」を前提に定めており、このため、障害者手帳事務のように、都道府県の処理する事務については、大都市特例も含め、政令案等の標準化対象事務には該当しないことと整理している。また、市町村において、受付進達等の窓口業務は、紙で行う方が実用的という意見もあると聞いている。一方、市町村においては、障害者手帳の等級情報等とサービス情報を紐付けて管理している実態があることから、標準仕様書には実装必須機能として記載している。これらを踏まえ、本質的には地方公共団体の各事業において課税情報を取り込むのと同じように、都道府県から手帳の等級情報等を取り込めるようにデータ要件・連携要件を設定することで足りる可能性がある。

- いずれにせよ、現状は、標準化対象事務政省令と標準仕様書の内容が揃っていない点があるため、来年夏に向けて、地方公共団体等のご意見も伺いつつ、他分野の検討状況も踏まえながら、政省令の改正も視野に入れて、検討を進めている。
- 各地方公共団体は、標準仕様に準拠・適合する標準準拠システムをカスタマイズすることなく利用することが基本となるため、各地方公共団体は、地方自治法令及び自ら定める契約事務規則等に基づき、利用契約を締結する必要がある。
- ベンダは、標準仕様に準拠・適合するシステムを提供することとなる。標準仕様に準拠・適合するためには、実装必須機能を全て適切に備えることが必要となる一方、標準準拠システムは、デジタル庁の方針により、ホワイトリスト方式を採用することとされているため、標準仕様書に記載のない事項や、実装不可機能は実装してはならないこととなる。
- 標準仕様に準拠・適合することが確認されたシステムは、ガバメントクラウド上に構築することが可能となる。
- 適合基準となる基準省令の制定時期は、総務省から今年度中に示される標準化法に基づく基本方針によることとなる。
- オプション機能については、実装するか否かベンダが決定でき、地方公共団体からオプション機能について照会された場合、ベンダは実装の可否について応答する必要がある。
- 各ベンダにおかれては、事務の効率化の観点から、できる限り市町村の希望に応じてオプション機能の実装を事前にご検討いただきたい。
- 各地方公共団体は、標準仕様書を活用して標準準拠システムの利用契約を進めることが可能となるが、次の6点については、現時点において、標準仕様書に記載する予定がないことから、契約を検討するにあたり、ご留意いただきたい。1点目に、画面要件（専ら操作性と表示/非表示）は、原則、標準仕様を定めなため、ベンダの創意工夫を勘案し、自治体が最適なアプリケーションを選定する。2点目に、標準準拠システムのオプション機能は、それを提供するアプリケーションかどうかを考慮する。3点目に、地方公共団体が標準化対象外事務を処理するためのアドオンシステムを運用する場合には、標準準拠システムとの相互運用を確保する。4点目に、ガバメント

クラウドへ移行するため、マイグレーション対応を実施する。5点目に、契約期間を定める。6点目に、上記の内容を踏まえて、利用する標準準拠システムを選定する場合の審査要領を定めることも考えられる。

- デジタル庁が行う先行事業の実施結果が来夏頃を示される予定であり、この状況を見て適切に契約準備を進める必要がある。
- ガバメントクラウドの料金体系はまだ示されていないが、現状、クラウドによっては複数年契約を締結することによって利用料のディスカウントサービスが提供されている場合がある。このため、各自治体においては、標準準拠システムの利用にあたっては、条例を定めて長期継続契約の規定を整備することも考えられる。
- 標準化対象外事務については、基本的に標準準拠システムにその処理機能を実装する予定がないため、次のような対応を図る必要がある。1点目に、標準準拠システム内に用意されるパラメータを活用して、標準化対象外事務を処理できるようにする。例えば、国の障害者手当の金額に、地方公共団体が独自に金額を上乗せする場合は想定される。2点目に、標準化法第8条第2項に基づくノン・カスタマイズ原則の例外機能である。この例外機能については、標準準拠システムを利用して標準化対象外事務を一体的に処理するほうが効率的であり、かつ標準準拠システムとの互換性が確保される場合に可能となる。例えば、総務省の住民記録システムにおいて、帳票様式の複写処理について、この例外機能を活用する方向で検討されていると聞いており、これを参考にしながら検討を進めている。3点目に、アドオンシステムを疎結合の形で構築し、API等の連携による方法については、2つの課題を検討している。一つ目の課題としては、アドオンシステムは、ガバメントクラウド上で運用できるか、二つ目の課題としては、API連携先の責任分解点はどこか、という点である。一つ目のガバメントクラウド上でアドオンシステムを運用できるかどうかについては、デジタル庁から、先行事業の結果を見て検討すると説明されているため、当省としては、標準化対象事務と密接に関連する事務は、その旨を標準仕様書に記載することにより、ガバメントクラウド上で処理できるようにしていただくようお願いしている。二つ目のAPI連携先の責任分解点について、例えばEUC機能の帳票作成ツールを疎結合の形で構築しAPI・CSV連携を行う場合、地方公共団体はプログラミングレスに帳票レイアウトを編集できるようになる。ただし、適切に出力できない場合、その運用サポートを誰が担うかという問題がある。このため、アドオンシステムを構築する場合には、責任分界点と運用保守体制を合わせて検討する必要がある。
- いずれにしても、市町村の業務システムがダウングレードし、標準化対象外事務の事務処理が非効率とならないよう留意しながら検討を進めている。
- デジタル庁からは、帳票については、システムカスタマイズの主要因となっていないものを除き、標準を定めることを基本とするという方針が示されている。
- 内部帳票については、基本的に標準的な帳票を定めない方向で整理する予定である。その理由は、内部帳票は地方公共団体ごとの独自性、多様性が強く、また、資料に記載のとおり、BIツールといったクラウドサービスを利用できる可能性があるためであ

る。

- 一方、外部帳票については、基本的に標準化する方向で検討を進めている。地方公共団体においては、国が示す帳票様式をそのまま活用する場合のほか、様々なニーズや関係機関との調整も踏まえて、カスタマイズをしてきた経緯があり、また、帳票記載項目の定義解釈が地方公共団体ごとに異なる実情から、レイアウトがカスタマイズされている場合もあると認識している。このため、障害者福祉と介護保険においては、今年度末に向けて、標準仕様書第 1.0 版を第 1.1 版に改版することとし、帳票レイアウトの標準化について検討を進めており、その一環として、現在、外部向け帳票レイアウト案についての全国意見照会を実施中である。そこで、この回答に当たっては、次の 4 点にご留意いただきたい。1 点目に、システム標準化による住民サービスの向上や効率化のメリットを踏まえてもなお、自治体独自の帳票レイアウトが必要となる場合には、その理由もご回答をお願いします。2 点目に、標準化された帳票レイアウトであっても、文言マスタやパラメータの活用などにより、編集を可能とするほか、自由記載欄を活用できるようにしている。3 点目に、標準化対象外システムから帳票を印刷する場合、CSV ファイル等を利用し、帳票レイアウトを作成・編集することも可能となる。4 点目に、障害者福祉固有の課題として、手帳事務等、市町村が都道府県の定める様式を活用して申請の受付を行い、進達する場合において、都道府県が定める帳票が、地方単独事業と兼用様式にされている場合等を踏まえ、オプション帳票としている。
- その他の機能要件等については、令和 4 年 1 月中旬以降、追加で全国意見照会を実施する予定である。
- その他の 6 業務についても、一定検討が進んだ段階で、それぞれ意見照会を行う予定としている。
- 最後に、厚生労働省が所管する 8 業務分野の検討状況は、当省のウェブサイトにも順次掲載していくので、随時ご確認いただきたい。